

学校法人明治学院役員および評議員報酬支給規程

2018年4月13日 常務理事会承認
2018年10月26日 定期理事会承認
2019年7月26日 定期理事会承認

第1条 学校法人明治学院の役員および評議員の報酬については、他に定めのある場合を除き、この規程による。

第2条 この規程による常勤役員の報酬は月例報酬および期末報酬からなる年俸制、非常勤役員の報酬は月例報酬または期末報酬からなる年俸制とし、次の金額をその年俸とする。

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| (1) 理事長（常勤）、学院長および学長 | 18,000千円（月例報酬1,000,000円） |
| (2) 理事長（非常勤） | 12,000千円（月例報酬1,000,000円） |
| (3) 総務担当理事および財務理事 | 15,000千円（月例報酬 833,000円） |
| (4) 校長 | 14,040千円（月例報酬 780,000円） |
| (5) 監事（非常勤） | 2,000千円 |
| (6) 常務理事（非常勤） | 300千円 |
| (7) 理事（非常勤） | 160千円 |
| (8) 前号において法人の各委員会委員に就任するとき | 200千円 |

2 職務上理事に就く副学長、学部長および法人事務局長については、「学校法人明治学院給与規程」を適用する。

3 学院長、学長、校長および常勤理事の報酬は包括的なものとする。また、通勤費については「学校法人明治学院通勤費支給規則」を適用する。

4 第1項第1号、第3号および第4号の月例報酬は、年俸を18で除した額（千円未満切り捨て）とする。

5 第1項第2号の月例報酬は、年俸を12で除した額（千円未満切り捨て）とし、期末報酬は支給しない。

6 第1項第1号、第3号および第4号の期末報酬は年に2回（6月および12月）とし、それぞれ月例報酬の3倍とする。なお、月例報酬を18で乗じた額と年俸に差額がある場合は、その差額を12月の期末報酬で支給する。

7 第1項第5号から第8号については、月例報酬は支給せず、期末報酬の際に、年に2回（6月および12月）、それぞれ年俸を2で除した額を支給する。

8 第1項第1号から第8号の役員が年度または月の途中で就任し、または退任したときは、次の各号による。

(1) 月例報酬は、就任が月の途中であるときは当月については日割り計算とし、退任の月は当月分の全額を支給する。

(2) 期末報酬は、就任した当期の支給額を6で除した額に就任月日から支給基準日までの月数を乗じた額とする。ただし、就任が16日以降のときは、その月は上記月数に含めない。

9 月例報酬および期末報酬の支給日は、「学校法人明治学院給与規程」に準ずる。

第3条 前条の報酬額（年俸）の改定は、以下の各号の手続による。

(1) 理事長、学院長、学長、校長および常勤理事については、勤務員の身分の有無にかかわらず、理事長および財務理事ならびに複数の常務理事の提案により、常務理事会の議を経て理事会が決する。

(2) 前号の決定を行う際は、事前に監事の意見を徴するものとする。

第4条 評議員への報酬は、1年につき次の金額とする。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 評議員会議長 | 120千円 |
| (2) 評議員 | 60千円 |

第5条 常勤役員が勤務員の身分にある場合は、学院年金積立金および退職金等の算定においては、勤務員としての本人給および勤続年数を基準とする。

第6条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て理事会の決するところによる。

付 則

1 この規程は、2018年4月13日より施行する。

2 この規程は、2014年4月1日付の「学校法人明治学院常勤役員報酬内規」を改正するもので、内規に記載されていた第4条（2014年3月31日現在在籍していた常勤役員については、それまでの在任期間に限り、常務理事会の議を経て、以下の退職慰労金を支給することができる）は引き継がれる。

<退職慰労金>

2014年3月31日までの在任期間1年につき、報酬月額1ヶ月分に0.9を乗じた額とする。

- 3 この規程は、2018年10月26日より施行する。（第3条、第6条の変更）
- 4 この規程は、2019年7月26日より施行する。（第2条第1項第5号の変更）